



鳥取県公報

平成14年4月5日(金)
第7372号

毎週火・金曜日発行

目 次

| | | |
|-----|--|---|
| 告 示 | 生活保護法による医療機関の指定 (222) (福祉保健課) | 1 |
| | 生活保護法による施術者の指定 (223) (") | 1 |
| | 生活保護法による診療所の廃止の届出 (224) (") | 2 |
| | 応急入院指定病院の指定 (225) (障害福祉課) | 2 |
| | 救急病院等の認定 (226) (医務薬事課) | 2 |
| | 特定計量器の定期検査の実施 (227) (経済政策課) | 3 |
| | 土地改良区の役員の就退任 (228) (耕地課) | 4 |
| | 小型機船底びき網漁業の許可の申請期間 (229) (水産課) | 5 |
| | 建設工事の一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (230) (管理課) | 5 |
| | 一般国道の区域の変更 (231) (道路課) | 7 |
| | 一般国道の供用の開始 (232) (") | 7 |
| | 建築基準法による道路の位置の指定 (233) (建築課) | 8 |
| 公 告 | 少年指導委員の委嘱 (警察本部生活安全企画課) | 8 |

告 示

鳥取県告示第222号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成14年4月5日

鳥取県知事 片 山 善 博

| 名 称 | 所 在 地 | 指定年月日 |
|-------------------------|------------------|------------|
| 医療法人社団みやもと産婦人科医院 | 鳥取市叶293 - 7 | 平成14年2月1日 |
| 医療法人清生会谷口病院附属診療所東伯サテライト | 東伯郡東伯町大字八橋511 | 平成14年2月26日 |
| 岡崎内科医院 | 米子市上福原二丁目17 - 20 | 平成14年3月1日 |

鳥取県告示第223号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定に基づき、施術者を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成14年4月5日

鳥取県知事 片 山 善 博

| 氏 名 | 住 所 | 指定年月日 |
|-------|----------------|------------|
| 大草 正美 | 米子市夜見町2547 - 2 | 平成14年3月29日 |

鳥取県告示第224号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成14年4月5日

鳥取県知事 片 山 善 博

| 名 称 | 所 在 地 | 廃止年月日 |
|------------|------------------|------------|
| 小松医院 | 鳥取市今町一丁目128 | 平成14年1月31日 |
| みやもと産婦人科医院 | 鳥取市叶293 - 7 | 〃 |
| 岡崎内科医院 | 米子市上福原二丁目17 - 20 | 平成14年2月28日 |

鳥取県告示第225号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の4第1項の規定に基づき応急入院指定病院を指定したので、次のとおり告示する。

平成14年4月5日

鳥取県知事 片 山 善 博

| 名 称 | 所 在 地 | 指 定 期 間 |
|--------------|-----------------|-----------------------------|
| 国立療養所鳥取病院 | 岩美郡国府町新通り三丁目301 | 平成14年4月1日から 平成17年3月31日まで |
| 渡辺病院 | 鳥取市東町三丁目307 | 〃 |
| 医療福祉センター倉吉病院 | 倉吉市山根43 | 〃 |

鳥取県告示第226号

次の医療機関を救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院又は救急診療所と認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成14年4月5日

鳥取県知事 片 山 善 博

| 名 称 | 所 在 地 | 認定の有効期限 |
|----------|-----------|------------|
| 鳥取県立中央病院 | 鳥取市江津730 | 平成17年2月19日 |
| 鳥取赤十字病院 | 鳥取市尚徳町117 | 〃 |

| | | |
|-----------------|-------------------|---|
| 鳥取市立病院 | 鳥取市の場一丁目 1 | 〃 |
| 鳥取生協病院 | 鳥取市末広温泉町252 | 〃 |
| 岩美町国民健康保険岩美病院 | 岩美郡岩美町大字浦富652 | 〃 |
| 国民健康保険智頭病院 | 八頭郡智頭町大字智頭1875 | 〃 |
| 鳥取県立厚生病院 | 倉吉市東昭和町150 | 〃 |
| 医療法人共済会清水病院 | 倉吉市宮川町129 | 〃 |
| 医療法人十字会野島病院 | 倉吉市瀬崎町2714 - 1 | 〃 |
| 医療法人里仁会北岡病院 | 倉吉市明治町1031 - 5 | 〃 |
| 医療法人育生会高島病院 | 米子市西町 6 | 〃 |
| 国立米子病院 | 米子市車尾1293 - 1 | 〃 |
| 労働福祉事業団山陰労災病院 | 米子市皆生新田一丁目 8 - 1 | 〃 |
| 鳥取大学医学部附属病院 | 米子市西町36 - 1 | 〃 |
| 医療法人同愛会博愛病院 | 米子市両三柳1880 | 〃 |
| 新田外科胃腸科病院 | 米子市中島二丁目 1 - 46 | 〃 |
| 米子中海病院 | 米子市彦名町1250 | 〃 |
| 鳥取県済生会境港総合病院 | 境港市米川町44 | 〃 |
| 医療法人元町病院 | 境港市上道町1895 - 1 | 〃 |
| 西伯町国民健康保険西伯病院 | 西伯郡西伯町大字倭397 | 〃 |
| キマチ・リハビリテーション医院 | 西伯郡名和町大字富長755 - 5 | 〃 |
| 日野病院 | 日野郡日野町野田332 | 〃 |
| 日南町国民健康保険日南病院 | 日野郡日南町生山511 - 7 | 〃 |

鳥取県告示第227号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成14年4月5日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に掲げる特定計量器

| 実施区域 | 実 施 期 間 | 実 施 場 所 |
|------|-------------------------------|---------------|
| 東伯郡 | 平成14年5月7日（火）から平成15年3月31日（月）まで | 当該特定計量器の所在の場所 |

2 1の特定計量器以外の特定計量器

| 実施区域 | 実 施 期 日 | 実 施 時 間 | 実 施 場 所 |
|------------|--------------|--------------|------------------------------------|
| 東伯郡 泊 村 | 平成14年5月7日（火） | 午後1時から午後3時まで | 東伯郡泊村大字泊534 - 1 泊村役場 |
| 東伯郡 羽合町 | 平成14年5月8日（水） | 〃 | 東伯郡羽合町大字赤池60 鳥取中央農業協同組合羽合町支所選果場 |
| 東伯郡 東郷町 | 平成14年5月9日（木） | 〃 | 東伯郡東郷町大字龍島500 東郷町役場 |

| | | | |
|------------|------------------------------|--------------|---------------------------------|
| 東伯郡 三朝町 | 平成14年5月10日(金) | " | 東伯郡三朝町大字大瀬999 - 2 三朝町総合文化ホール |
| 東伯郡 関金町 | 平成14年5月13日(月) | " | 東伯郡関金町大字大鳥居193 - 1 関金町役場 |
| 東伯郡 | 平成14年5月23日(木) | " | 倉吉市山根529 - 2 鳥取県立倉吉体育文化会館 |
| " | 平成14年6月3日(月) から同月28日(金)まで | 午前9時から午後4時まで | 鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済交流課計量係 |

鳥取県告示第228号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定に基づき、次のとおり久米土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成14年4月5日

鳥取県知事 片 山 善 博

退任した役員の氏名及び住所

理事 柴 山 正 行 倉吉市横田686
 " 楠 本 正 壽 倉吉市服部605
 " 梅 田 亨 倉吉市三江445
 " 松 島 和 昭 倉吉市福本111
 " 武 本 衛 倉吉市棕波332
 " 田 中 敏 男 倉吉市上米積815 - 2
 " 山 本 衛 倉吉市三江210
 " 田 中 收 倉吉市福積681 - 3
 " 朝 倉 康 信 倉吉市岡308
 " 藤 井 篤 志 倉吉市上福田290
 " 山 根 康 治 倉吉市桜435 - 1
 " 池 本 宏 之 倉吉市福光428
 " 山 根 哲 邦 倉吉市河来見581
 " 大 田 康 弘 倉吉市大立739
 監事 石 田 博 美 倉吉市服部745
 " 舩 木 良 雄 倉吉市福富209 - 3
 " 太 田 進 博 倉吉市横田355 - 1
 平成14年3月18日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 柴 山 正 行 倉吉市横田686
 " 楠 本 正 壽 倉吉市服部605
 " 梅 田 亨 倉吉市三江445
 " 田 中 敏 男 倉吉市上米積815 - 2
 " 田 中 收 倉吉市福積681 - 3
 " 松 井 司 郎 倉吉市尾田362

” 朝 倉 康 信 倉吉市岡308
” 藤 井 篤 志 倉吉市上福田290
” 山 根 康 治 倉吉市桜435 - 1
” 池 本 宏 之 倉吉市福光428
” 山 根 哲 邦 倉吉市河来見581
” 山 脇 優 倉吉市三江168
” 松 島 博 文 倉吉市福本125
” 大 田 康 弘 倉吉市大立739
” 佐 伯 肇 倉吉市般若151 - 1
監 事 田 村 範 幸 倉吉市服部232
” 舩 木 良 雄 倉吉市福富209 - 3
” 長谷川 満 輝 倉吉市横田706
平成14年3月19日就任 任期4年

鳥取県告示第229号

鳥取県海面漁業調整規則（昭和40年鳥取県規則第46号）第9条第2項の規定に基づき、小型機船底びき網漁業に係る漁業法（昭和24年法律第267号）第66条第1項の許可の申請期間を平成14年4月8日から同月19日までと定めたので、同規則第9条第3項の規定により告示する。

平成14年4月5日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第230号

平成14年度において県が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）であって、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用されるものの一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「資格」という。）、資格審査の申請手続等について、次のとおり定めたので告示する。

平成14年4月5日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 資格の区分

資格は、別表の左欄に掲げる発注工事種別ごとに認定する。

2 申請手続

(1) 申請書の提出方法

資格審査を受けようとする者は、建設工事入札参加申請書（以下「申請書」という。）に次の書類を添え、鳥取県県土整備部管理課建設業係（〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目220 電話0857 - 26 - 7347）へ提出するものとする。なお、郵送も可とする。

ア 建設業許可証明書

イ 一般競争入札に参加を希望する建設工事の種別表

ウ 営業所一覧表

エ 工事経歴書

オ 法人にあっては、商業登記簿謄本

カ 審査基準日（平成12年10月1日から平成13年9月30日までの間における直近の営業年度の終了の日をい

う。以下同じ。)における法第27条の23第2項に規定する経営事項審査(以下「経営事項審査」という。)の結果通知書の写し

キ 委任状(委任する場合に限る。)

(2) 申請書等の様式

申請書及び添付書類の様式については、鳥取県県土整備部管理課に問い合わせ、その指示に従うこと。

(3) 申請書の受付時期

随時

(4) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書は、日本語で作成すること。

イ 添付書類を外国語で作成したときは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

3 資格のないもの

次に掲げるものは、資格を有しない。

(1) 法第3条第1項に規定する建設業の許可を受けていない者

(2) 審査基準日における経営事項審査を受けていない者

(3) 一般競争入札に参加を希望する建設工事の種別について、審査基準日前1年間又は当該審査基準日から申請の日までの間に工事施工金額のない者

(4) 経常建設共同企業体

4 更生会社又は再生会社の入札参加資格

平成13年10月1日以後に会社更生法(昭和27年法律第172号)による更生手続開始の決定が行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の決定が行われた者については、当該更生手続開始の日又は当該再生手続開始の日を審査基準日として資格を付与するものとする。この場合において、その者に既に資格が付与されているときは、資格の再認定を申し出なければならない。

5 資格審査結果の通知

資格審査の結果については、資格決定通知書により通知する。

6 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を付与された日から平成15年3月31日までとする。

別表

| 発注工事種別 | 建設工事の種類 |
|------------------|---|
| 一般土木工事 | 土木一式工事(土) とび・土工・コンクリート工事(と) 鋼構造物工事(鋼) |
| ほ装工事 | ほ装工事(ほ) |
| 鋼橋工事 | 鋼構造物工事(鋼) |
| プレストレスト・コンクリート工事 | 土木一式工事(土) |
| 港湾工事 | 土木一式工事(土) しゅんせつ工事(しゅ) |
| 機械設備工事 | 機械器具設置工事(機) 鋼構造物工事(鋼) |
| 塗装工事 | 塗装工事(塗) |
| 造園工事 | 造園工事(園) |
| さく井工事 | さく井工事(井) |
| 一般建築工事 | 建築一式工事(建) 大工事(大) とび・土工・コンクリート工事(と) |

| | |
|----------|--|
| | 鋼構造物工事（鋼） 鉄筋工事（筋） |
| 管工事 | 管工事（管） 熱絶縁工事（絶） 水道施設工事（水） 消防施設工事（消） 清掃施設工事（清） |
| 建具工事 | 建具工事（具） ガラス工事（ガ） |
| 内外装工事 | 左官工事（左） 石工事（石） タイル・れんが・ブロック工事（タ） 防水工事（防） 内装仕上工事（内） |
| 屋根工事 | 屋根工事（屋） 板金工事（板） |
| 電気工事 | 電気工事（電） 電気通信工事（通） 消防施設工事（消） |
| 通信設備工事 | 電気通信工事（通） |
| 交通安全施設工事 | とび・土工・コンクリート工事（と） 塗装工事（塗） |
| 法面処理工事 | とび・土工・コンクリート工事（と） 防水工事（防） |
| 解体工事 | 土木一式工事（土） 建築一式工事（建） とび・土工・コンクリート工事（と） |

鳥取県告示第231号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、一般国道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成14年4月5日から2週間鳥取県県土整備部道路課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成14年4月5日

鳥取県知事 片 山 善 博

| 路 線 名 | 区 間 | 変 更 前後別 | 敷地の幅員 (メートル) | 敷地の延長 (メートル) |
|-------|---|------------|-----------------|-----------------|
| 482号 | 八頭郡用瀬町大字用瀬字樋ノ口469 - 2地先から同町大字別府字垣ノ内42 - 3地先まで | 変更前 | 7.7 ~ 24.5 | 273.0 |
| | | 変更後 | 11.3 ~ 29.5 | 278.0 |

鳥取県告示第232号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり一般国道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成14年4月5日から2週間鳥取県県土整備部道路課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成14年4月5日

鳥取県知事 片 山 善 博

| 路 線 名 | 区 間 | 供用開始の期日 |
|-------|---|-----------|
| 482号 | 八頭郡用瀬町大字用瀬字樋ノ口469 - 2 地先から同町大字別府字垣ノ内42 - 3 地先まで | 平成14年4月5日 |

鳥取県告示第233号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を平成14年4月5日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部建築課において縦覧に供する。

平成14年4月5日

鳥取県知事 片 山 善 博

| 申請者の住所及び氏名 | 道路の位置の指定場所 | 道路の幅員及び延長 |
|---|---------------------------|--|
| 岩美郡岩美町大字大谷 2182 - 470 網代港漁業協同組合 代表理事組合長 生越日出夫 | 岩美郡岩美町大字大谷字東町田浜2182 - 758 | 幅員 4.39メートル～ 5.24メートル 延長 33.15メートル |
| | 岩美郡岩美町大字大谷字東町田浜2182 - 759 | 幅員 4.47メートル～ 5.39メートル 延長 33.16メートル |
| | 岩美郡岩美町大字大谷字東町田浜2182 - 760 | 幅員 4.39メートル～ 5.27メートル 延長 33.15メートル |

公 告

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項の規定により、少年指導委員を次のとおり委嘱した。

平成14年4月5日

鳥取県公安委員会委員長 米 原 正 博

| 氏 名 | 住 所 | 活 動 区 域 |
|-------|------------------|--|
| 神谷 一成 | 鳥取市今町一丁目433 | 鳥取駅周辺地区 (鳥取市東品治町、今町一丁目、今町二丁目、瓦町、栄町、元町、永楽温泉町、末広温泉町、吉方温泉一丁目、弥生町、扇町及び富安二丁目の区域) |
| 高住 洋一 | 鳥取市瓦町617 | |
| 林 昭次 | 倉吉市上井町一丁目12 - 12 | 上井地区 (倉吉市、上井町一丁目、上井町二丁目、山根及び八屋の区域) |
| 江角 治男 | 倉吉市上井町一丁目 8 - 20 | |

| | | |
|-------|------------------|---|
| 三島 眞 | 米子市末広町252 | 米子駅前地区 (米子市明治町、末広町、塩町、茶町、東町、万能町及び弥生町の区域) |
| 田部 貢 | 米子市皆生温泉四丁目24 - 3 | 皆生地区 (米子市皆生温泉一丁目、皆生温泉二丁目、皆生温泉三丁目、皆生温泉四丁目、上福原一丁目、上福原二丁目、上福原三丁目、上福原四丁目、上福原五丁目、上福原六丁目、上福原七丁目、皆生一丁目、皆生二丁目、皆生三丁目、皆生四丁目、皆生五丁目、皆生六丁目、新開一丁目、新開二丁目、新開三丁目、皆生新田一丁目、皆生新田二丁目及び皆生新田三丁目の区域) |
| 澁山 國雄 | 境港市栄町131 | 境港市街地区 (境港市元町、東本町、朝日町、末広町、中町、相生町、日ノ出町、本町、明治町、大正町、京町、松ヶ枝町及び栄町の区域) |
| 長榮善二郎 | 境港市末広町75 | |

